

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年6月18日
【会社名】	株式会社西京銀行
【英訳名】	THE SAIKYO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 松岡 健
【本店の所在の場所】	山口県周南市平和通一丁目10番の2
【電話番号】	(0834) 31-1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 山本 祐資
【最寄りの連絡場所】	広島市南区的場町一丁目3番7号 株式会社西京銀行 広島支店
【電話番号】	(0120) 319-017
【事務連絡者氏名】	広島支店長 茶谷 雅志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	優先株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 10,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社西京銀行 福岡支店 (福岡市博多区博多駅前三丁目23番22号) 株式会社西京銀行 広島支店 (広島市南区的場町一丁目3番7号)

(注) 1 募集金額は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在の金額を記載しております。

2 福岡支店、広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため有価証券届出書の写しを備えるものであります。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月22日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、第118期有価証券報告書（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）を2026年6月18日に提出したことから、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

2. 最近の業績の概要

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

（訂正前）

前略

b. 本発行が有利発行に該当しないものと判断した理由及び判断の過程

当行は、パーゼル に基づく国内基準のもとでの十分な自己資本比率を確保し、また自己資本の増強及び財務基盤の強化を図り、安定的な収益基盤の向上を目指すという方針に基づき、内部留保の蓄積とともに自己資本の充実策を検討してまいりました。当行のように国内業務のみを行う銀行等（国内基準行）の単体自己資本比率の最低水準は4%ですが、国際業務を行う銀行等（国際基準行）の単体総自己資本比率の最低水準は8%となっており、国際業務を営む銀行と同じ市場で競合する現状においては、国内基準行の当行においても単体自己資本比率（国内基準）において8%程度を維持していく必要があると考えております。当行の2026年3月末の単体自己資本比率（国内基準）は7.70%であり、8%程度を維持しておりますが、当行の安定的な収益基盤の向上を目指すためには、山口県を中心とした地元の個人、事業者のお客さまへの資金需要に積極的に応えることにより、地域経済および中小事業者さまの安定的発展に貢献していくことが不可欠であると認識しており、引き続き増加が想定される貸出金等のリスクアセットを踏まえ、更なる自己資本の充実が必要であると判断し、本第三者割当増資を実施することといたしました。当行は、第五種優先株式10,000,000株（上限）を発行することにより、総額10,000,000,000円（上限）を調達いたしますが、上記のとおり、本第三者割当増資は当行の自己資本の維持・充実を目的としており、かかる目的は合理的であること、また、上記総額は、かかる目的の達成のために必要となる調達金額であることに照らしますと、本第三者割当増資における第五種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。また、第五種優先株式は、普通株式を対価とする取得条項（以下「一斉取得条項」といいます。）が付与された議決権のない転換型優先株式であります。第五種優先株式に係る一斉取得日は、2036年8月1日に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません。当行は、着実な剰余金の積み上げを實踐することで、2031年8月1日以降、金銭を対価とする第五種優先株式の取得を進めていき、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。もっとも、仮に一斉取得条項が行使された場合には、当行は第五種優先株式の取得と引換えに、取得の対象となった第五種優先株式の数に第五種優先株式の払込金額相当額（1株当たり1,000円）を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付することとなります。一斉取得価額は、当行の普通株式が一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において上場等をしている場合は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の東京証券取引所における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）、それ以外の場合は、一斉取得日における連結BPSとなりますが、下限取得価額が下限となります。下限取得価額は、第五種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額であり、第118期半期報告書に基づき算定した見込価額は380円となります。かかる下限取得価額の設定は、他の地方銀行における同種の強制転換型優先株式の商品性の設計や、後述するように、下限取得価額で普通株式に転換された場合における当行の普通株式に係る希薄化の規模等を総合的に勘案して決定しております。

そして、本第三者割当増資において発行される可能性のある第五種優先株式の全部について、下限取得価額である380円（第118期半期報告書に基づき算定した見込価額）により一斉取得条項が行使されたと仮定すると、第五種優先株式の希薄化率（本第三者割当増資に係る募集事項の決定時点における発行済の当行普通株式に係る総議決権115,206個に対する、本第三者割当増資において発行される第五種優先株式の上限（10,000,000株）の全部が下限取得価額380円（第118期半期報告書に基づき算定した見込価額）により普通株式に転換された場合における潜在普通株式に係る議決権26,315個の比率）は22.8%（小数点第二位以下を切り捨てて表示）となります。

後略

(訂正後)

前略

b. 本発行が有利発行に該当しないものと判断した理由及び判断の過程

当行は、パーゼル に基づく国内基準のもとでの十分な自己資本比率を確保し、また自己資本の増強及び財務基盤の強化を図り、安定的な収益基盤の向上を目指すという方針に基づき、内部留保の蓄積とともに自己資本の充実策を検討してまいりました。当行のように国内業務のみを行う銀行等（国内基準行）の単体自己資本比率の最低水準は4%ですが、国際業務を行う銀行等（国際基準行）の単体総自己資本比率の最低水準は8%となっており、国際業務を営む銀行と同じ市場で競合する現状においては、国内基準行の当行においても単体自己資本比率（国内基準）において8%程度を維持していく必要があると考えております。当行の2026年3月末の単体自己資本比率（国内基準）は7.70%であり、8%程度を維持しておりますが、当行の安定的な収益基盤の向上を目指すためには、山口県を中心とした地元の個人、事業者のお客さまへの資金需要に積極的に応えることにより、地域経済および中小事業者さまの安定的発展に貢献していくことが不可欠であると認識しており、引き続き増加が想定される貸出金等のリスクアセットを踏まえ、更なる自己資本の充実が必要であると判断し、本第三者割当増資を実施することといたしました。当行は、第五種優先株式10,000,000株（上限）を発行することにより、総額10,000,000,000円（上限）を調達いたしますが、上記のとおり、本第三者割当増資は当行の自己資本の維持・充実を目的としており、かかる目的は合理的であること、また、上記総額は、かかる目的の達成のために必要となる調達金額であることに照らしますと、本第三者割当増資における第五種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。また、第五種優先株式は、普通株式を対価とする取得条項（以下「一斉取得条項」といいます。）が付与された議決権のない転換型優先株式であります。第五種優先株式に係る一斉取得日は、2036年8月1日に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません。当行は、着実な剰余金の積み上げを实践することで、2031年8月1日以降、金銭を対価とする第五種優先株式の取得を進めていき、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。もっとも、仮に一斉取得条項が行使された場合には、当行は第五種優先株式の取得と引換えに、取得の対象となった第五種優先株式の数に第五種優先株式の払込金額相当額（1株当たり1,000円）を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付することとなります。一斉取得価額は、当行の普通株式が一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において上場等をしている場合は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の東京証券取引所における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）、それ以外の場合は、一斉取得日における連結BPSとなりますが、下限取得価額が下限となります。下限取得価額は、第五種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額であり、第118期有価証券報告書に基づき算定した価額は400円となります。かかる下限取得価額の設定は、他の地方銀行における同種の強制転換型優先株式の商品性の設計や、後述するように、下限取得価額で普通株式に転換された場合における当行の普通株式に係る希薄化の規模等を総合的に勘案して決定しております。

そして、本第三者割当増資において発行される可能性のある第五種優先株式の全部について、下限取得価額である400円（第118期有価証券報告書に基づき算定した価額）により一斉取得条項が行使されたと仮定すると、第五種優先株式の希薄化率（本第三者割当増資に係る募集事項の決定時点における発行済の当行普通株式に係る総議決権115,206個に対する、本第三者割当増資において発行される第五種優先株式の上限（10,000,000株）の全部が下限取得価額400円（第118期有価証券報告書に基づき算定した価額）により普通株式に転換された場合における潜在普通株式に係る議決権25,000個の比率）は21.7%（小数点第二位以下を切り捨てて表示）となります。

後略

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
中国総合信用株式会社	広島県広島市東区光町二丁目8番37号	3,275	2.31	3,275	2.31
株式会社合人社グループ	広島県広島市中区袋町4番31号	2,900	2.05	2,900	2.05
日本国土開発株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	1,900	1.34	2,689	1.90
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2番1号	2,183	1.54	2,183	1.54
朝日生命保険総合会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	3,293	2.33	1,977	1.40
株式会社エスファイナンス	山口県周南市銀南街4番地	1,757	1.24	1,757	1.24
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通1丁目10番の2	1,680	1.19	1,680	1.19
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	1,636	1.16	1,636	1.16
岡田 哲矢	山口県周南市	1,500	1.06	1,500	1.06
アイザワ証券グループ株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番1号	1,455	1.03	1,455	1.03
計	-	21,579	15.25	21,052	14.88

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数（本第三者割当増資により発行される第五種優先株式の全てを下限取得価額380円（第118期半期報告書に基づき算定した見込価額）により普通株式に転換された場合における潜在普通株式に係る議決権を含む。）を、本第三者割当増資により増加する議決権数26,315個（本第三者割当増資により第五種優先株式に係る募集株式数の上限である10,000,000株が発行され、かつその全てを下限取得価額380円（第118期半期報告書に基づき算定した見込価額）により普通株式に転換された場合における潜在普通株式に係る議決権数）を2026年3月31日現在の総議決権数に加えた数で除して算出した割合です。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
中国総合信用株式会社	広島県広島市東区光町二丁目8番37号	3,143	2.24	3,143	2.24
株式会社合人社グループ	広島県広島市中区袋町4番31号	2,900	2.07	2,900	2.07
日本国土開発株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	1,900	1.36	2,650	1.89
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2番1号	2,117	1.51	2,117	1.51
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	3,161	2.25	1,911	1.36
株式会社エスファイナンス	山口県周南市銀南街4番地	1,757	1.25	1,757	1.25
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通1丁目10番の2	1,680	1.20	1,680	1.20
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	1,636	1.17	1,636	1.17
岡田 哲矢	山口県周南市	1,500	1.07	1,500	1.07
アイザワ証券グループ株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番1号	1,385	0.99	1,385	0.99
計	-	21,179	15.11	20,679	14.75

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

- 2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数（本第三者割当増資により発行される第五種優先株式の全てを下限取得価額400円（第118期有価証券報告書に基づき算定した価額）により普通株式に転換された場合における潜在普通株式に係る議決権を含む。）を、本第三者割当増資により増加する議決権数25,000個（本第三者割当増資により第五種優先株式に係る募集株式数の上限である10,000,000株が発行され、かつその全てを下限取得価額400円（第118期有価証券報告書に基づき算定した価額）により普通株式に転換された場合における潜在普通株式に係る議決権数）を2026年3月31日現在の総議決権数に加えた数で除して算出した割合です。

後略

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第117期事業年度）及び半期報告書（第118期中）（以下「有価証券報告書等」）といたします。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年5月22日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年5月22日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第118期事業年度）（以下「有価証券報告書」）といたします。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月18日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正前）

2. 最近の業績の概要

2026年度3月期連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業績の概要

2026年5月22日開催の取締役会で承認し、公表した2026年3月期連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に係る連結財務諸表は以下の通りであります。

なお、この連結財務諸表は、注記の一部を省略する等しているため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したものではありません。また、この連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していませんので、監査報告書は受領していません。

後略

（訂正後）

「2. 最近の業績の概要」を全文削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第117期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月20日 中国財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第118期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月18日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第118期)	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	2026年6月18日 中国財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 6 月17日

株式会社西京銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>自己査定における債務者区分の妥当性について</p> <p>会社は山口県を中心とした営業エリアにおいて、法人・個人向けに融資業務等を展開しており、2026年3月31日現在、連結貸借対照表において貸出金1,879,010百万円を計上している。</p> <p>会社が計上している貸出金等の債権の回収可能性は、国内外の経済情勢、主たる営業エリアである山口県の景気動向、担保不動産の価格や流動性、金利、株価等の金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の影響を受ける。</p> <p>このため会社は、将来の貸倒れによる損失に備えるため、連結財務諸表の注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準」及び「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、自己査定基準に基づき債務者区分を決定し、償却・引当基準にのっとり、決定した債務者区分毎に貸倒引当金を算定し、2026年3月31日現在、連結貸借対照表において貸倒引当金7,635百万円を計上している。</p> <p>貸倒引当金の算定に当たり会社は、すべての債権について、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査している。</p> <p>自己査定における債務者区分の決定に際しては、各債務者の財務情報、資金繰り、収益力等による債務償還能力の総合的な検討が求められる。このため、自己査定における債務者区分の決定は、経営者による主観的な判断の程度が高く、特に大口の要注先債務者に対する債務者区分の判断は貸倒引当金に対する影響が大きいことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、自己査定における債務者区分の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己査定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性について、統制活動実施者へ質問するとともに、回答の裏付けとなる関連文書を閲覧し評価した。 自己査定関連資料を閲覧のうえ、営業関連部署、資産監査部署に質問を実施し、会社の債務者区分判定の妥当性を検討した。 主要な債務者の業況について、経営者への質問を行い、債務者区分の見直しの要否について検討した。 経営改善計画が策定されている大口の要注先の債務者について、経営改善計画における主要な損益項目や、会社が要注先と判断した根拠など定性的な要素に対して、外部情報との整合性を確認するとともに、資産監査部署に対して質問を実施し、計画の合理性や実現可能性を検討した。また、過年度に策定した計画と実績とを比較し差異原因を分析することにより、計画の合理性や実現可能性を会社が適切に評価しているかどうかを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西京銀行の 2026 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社西京銀行が 2026 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月17日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山村 幸也

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第118期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自己査定における債務者区分の妥当性について

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(自己査定における債務者区分の妥当性について)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。